最高裁判決紹介

【医薬分野】進歩性における「顕著な効果」の判断について

2021年5月17日

【バイオ化学知財情報】
特許業務法人HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK
Click !
http://www.harakenzo.com/jpn/bio/
06-6351-4384（代表）
iplaw-osk@harakenzo.com

- 平成30年（行ヒ）第69号 審決取消請求事件
- 原告：判決文に記載なし（※無効審判請求人：中野治子） 被告：アルコン リサーチ リミテッド、協和発酵キリン株式会社
- ポイント：①進歩性（予測できない顕著な効果）の判断。 ②判決の拘束力が及ぶ範囲。

■事案の経緯

- 本件は、被上告人が、ヒトにおけるアレルギー性眼疾患を処置するための点眼剤に係る特許（特許第3068858号。以下「本件特許」という。）につき、その特許権を共有する上告人らを被請求人として特許無効審判を請求したところ、同請求は成り立たない旨の審決を受けたため、同審決の取消しを求めた事案である。
  ①一次審決 ②一次判決 ③二次審決（特許庁：容易想到性否定） ④二次判決（知財高裁：容易想到性肯定） ⑤三次審決（特許庁：容易想到性肯定、ただし「顕著な効果あり」）
  ⑥原審：三次判決（「顕著な効果なし」※該判決の付言にて三次審決については二次判決の拘束力が及び審理に問題ありと指摘（詳細は後述）。⑦最高裁（「顕著な効果」の審理不十分として差し戻し）

■本件発明（この資料では請求項1のみ記載）

【請求項1】ヒトにおけるアレルギー性眼疾患を処置するための局所投与可能な点眼剤として調製された眼科用ヒト結膜肥満細胞安定化剤であって、治療的有効量の**11－（3－ジメチルアミノプロピリデン）－6、11－ジヒドロジベンズ[b、e]オキセピン－2－酢酸（以下、化合物Aとも称する）**またはその薬学的に受容可能な塩を含有する、**ヒト結膜肥満細胞安定化剤**。

■原審（知財高裁）の判断

- 引用例1及び引用例2には、化合物Aがヒト結膜の肥満細胞からのヒスタミンの遊離抑制作用を有するか否か及び同作用を有する場合にどの程度の効果を示すのかということについて、明示的な記載

" HARAKENZO more " IP Information Delivery Section

■本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
（お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。）

記事申込

■公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。

公式Twitter

■世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

ニュースレター配信申込

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。